

茨城県青少年のための環境整備条例 施行規則

昭和五十六年三月二十八日 茨城県規則第三十二号

茨城県青少年のための環境整備条例施行規則（昭和三十七年茨城県条例第六十号。以下「条例」といふ。）の施行に
関し必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

第一条 この規則は、茨城県青少年のための環境整備条例（昭和
三十七年茨城県条例第六十号。以下「条例」といふ。）の施行
に關し必要な事項を定めるものとする。

（有害興行の揭示）

第二条 条例第八條第一項の規定による揭示は、様式第一号によ
り行つものとする。

（自動販売機等管理者の設置）

第三条 条例第十二條第一項に規定する自動販売機等管理者は、
次に掲げる要件のすべてを充足する者でなければならぬもの
とする。

- (一) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこと。
- (二) 自動販売機等の所在地と同一の市町村内に住所を有す
ること。
- (三) 条例に定める自動販売機等管理者としての義務の履行
に關し、自動販売等業者から一切の権限を付与されてい
ること。
- (四) 条例に定める自動販売機等管理者としての義務を履行
することを承諾していること。

（自動販売機等の表示）

第四条 条例第十三條第四項（同条第五項において準用する場合
を含む。）の規定による表示は、自動販売機等の前面の見やす
い箇所に、様式第二号により行つものとする。

（有害図書等又は有害器具等の除去命令）

第四条の二 条例第十四條の二第一項の規定による有害図書等又
は有害器具等の除去の命令は、有害図書等又は有害器具等の除
去命令書（様式第二号の二）により行つものとする。

（自動販売機等の撤去命令）

第四条の三 条例第十四條の三第一項の規定による自動販売機等
の撤去の命令は、自動販売機等の撤去命令書（様式第二号の三）
により行つものとする。

（自動販売機等の設置場所に関する制限）

第四条の四 条例第十四條の四第六号に規定する規則で定める施
設は、次に掲げる施設とする。

- (一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二

条の二に規定する専修学校（高等課程を置くものに限
る。）

- (二) 学校教育法第八十三條第一項に規定する各種学校（小
学校、中学校又は高等学校の課程に準ずる課程を置くも
のに限る。）
- (三) 医療法（昭和二十三年法律第二〇五号）第一條の五第
一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所
- (四) 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二條第一
項に規定する都市公園
- (五) 主として青少年の研修又は宿泊の用に供される施設で
別表に掲げるもの

（有害広告物の措置命令）

第五条 条例第十六條の規定による広告物の除去又は内容変更の
命令は、広告物の除去（内容変更）命令書（様式第三号）によ
り行つものとする。

（深夜における青少年の入場を制限する営業の指定）

第六条 条例第二十條の二第一項に規定する規則で定める遊技場
等営業は、次に掲げる営業とする。

- (一) 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴
奏音楽等に合わせた歌唱をさせる営業
- (二) 個室又は他から容易に見ることができない区画を設け、
当該個室又は区画において客に図書等の閲覧若しくは視
聴又はインターネットの利用をさせる営業

（推奨、指定及び指定の取消しの通知）

第七条 条例第二十二條ただし書の規定による推奨、指定又は指
定の取消しの通知は、推奨（指定、指定の取消し）通知書（様
式第五号）により行つものとする。

（申出の方法）

第八条 条例第二十四條の規定による申出は、口頭、電話、文書
その他の方法をもつて行つものとする。ただし、優良興行の推
奨の申出は、優良興行推奨申出書（様式第六号）によらなけれ
ばならない。

（証明書）

第九条 条例第二十六條第一項の規定による身分を示す証明書は、
様式第七号によるものとする。

付則

この規則は、昭和五十六年七月一日から施行する。

付則（昭和六十二年規則第五十七号）

この規則は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

付則（平成四年規則第六十二号）

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

付則（平成五年規則第三十八号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

付則（平成七年規則第五十五号）

（施行期日）

1 この規則は、平成七年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に発行されているこの規則による改正
前の茨城県青少年のための環境整備条例施行規則様式第九号に
よる証明書は、改正後の茨城県青少年のための環境整備条例施
行規則様式第十号による証明書とみなす。

附則（平成十二年規則第六十六号）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

2 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第一四九号）附
則第三條第三項の規定により従前の例によることとされる準禁
治産者及びその保佐人に関するこの規則による改正規定の適用
については、第四條の規定による薬剤師法施行細則第二條の改
正規定及び第五條中茨城県中小企業高度化資金貸付規則第七條
の改正規定を除き、なお従前の例による。

附則（平成十二年規則第一二二号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

付則（平成十五年規則第五号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

付則（平成十七年規則第一百十号）

この規則は、平成十七年十一月一日から施行する。

付則（平成十九年規則第十号）

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

付則（平成十九年規則第十号）

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。